

ほっかいどうタンポポ会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ほっかいどうタンポポという。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を会計担当所在地に置く。

(目的)

第3条 本会は、障害を持つ子供たちの能力を引出し、能力に見合った未来を拓き、積極的
社会参加を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ・ 水泳療育により、子供達の潜在能力を引き出すこと。
- ・ 野外活動による子供達の生活空間の拡大。
- ・ 子供達の能力向上に関する研究。
- ・ 他団体との交流とネットワークづくり。
- ・ その他、会の目的達成のため必要な事業。

(支部)

第5条 本会は、細則で定める区域ごとに支部を置く。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、障害児をもち、この会の趣旨に賛同して入会した家族とする。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出するものとする。なお、
団体での入会等必要のある場合には、役員会で承認を得なければならない。

2 会員は、入会と同時にその住所の属する支部に所属するものとする。なお、会員が都
合により住所を変更したときは、その新住所の属する支部に所属を 変更するものと
する。ただし、その新住所の属する支部がないときは、細則に定めるところによる。

(退会)

第8条 会員は、次の事由により本会を退会する。

- ・ 会員から退会の申出があったとき。
- ・ 除名されたとき。

2 前項第1号の申出は、その旨を書面をもって事務局に通知しなければならない。

(除名)

第9条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、支部長会の議決を経て、除名することができる。ただし、この場合、その会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ支部長会で弁明する機会を与えなければならない。

- ・ 会則に違反し、本会の運営を阻害したとき。
- ・ 本会の名誉を毀損し、または著しく秩序を乱したとき。
- ・ 会員としての義務を遂行しないとき。
- ・ 本会の設立趣旨、目的に背いたとき。

2 前項第3号に該当するもののうち、会費及び参加負担金等の支払義務を遂行しない場合の除名方法については、細則で定めるものとする。

(会費)

第10条 会員は、一会員、年額 6,000 円（月割額 500 円）の会費を納入するものとする。なお、支払方法等については、細則で定めるものとする。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第11条 本会に、次の役員を置く。

代表	1名
副代表	3名
事業部長	若干名
会計監査	1名

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 役員は、その他の役員及び事務局の役員と相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 代表は、会全体の意向を取りまとめ、会の運営を円滑にする。

2 副代表は、代表を補佐し、会員の意思を広く集約する。

3 会計監査は、会の運営状況を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2 任期の終期は、選任された年の翌々年の定期総会終結の日とする。

3 役員に欠員が生じたときは、後任者を選任する。ただし、支部長会でその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第14条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て解任することができる。

(支部役員)

第15条 本会の各支部に支部長及び副支部長を置く。

2 前項の支部長並びに副支部長の数、選任方法、職務及び任期については、支部規約で定めるものとする。

(顧問)

第16条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表が支部長会に諮って委嘱する。

(特別委員会)

第17条 代表は、役員会の承認を得て、特別な事業あるいは特別な会務を執行するために委員会を設置することができる。

2 前項により委員会を設置したときは、代表は、その設置目的、設置予定期間及び委員の構成等について会員に通知しなければならない。

第4章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は、総会、役員会及び支部長会とする。

(総会)

第19条 総会は、意思決定の最高機関であつて、これを定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回6月に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ・ 役員会及び支部長会において、必要と認めるとき。
- ・ 会員の5分の2以上、または会計監査から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

(総会の招集)

第20条 総会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第3項第2号の請求による場合は、請求のあつた日から3週間以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、原則としてその開催日の10日前までに、総会の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面により、会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

(議決権)

第22条 会員は、総会において一会員単位各々一個の議決権を有する。

(総会の議決方法)

第23条 総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することがで

きない。

2 総会は、第20条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第25条に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ、通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。なお、この場合、第1項の規定については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第24条 この会則において、別に定める事項のほか、つぎの事項は、総会の議決を経なければならない。

- ・ 事業計画及び会運営経費収支予算の設定及び変更
- ・ 会費の賦課及び徴収方法
- ・ 事業報告及び収支決算
- ・ 会則の変更
- ・ 解散
- ・ その他、役員会及び支部長会において必要と認めた事項

(特別議決事項)

第25条 次の事項は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

- ・ 会則の変更
- ・ 解散

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ・ 総会の日時及び場所
- ・ 会員の現在数及び総会に出席した会員数
- ・ 議案
- ・ 議事の経過及び結果
- ・ 議長及び議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及び総会の出席会員のうちから選出された議事録署名人2人以上が署名し、押印するものとする。

(役員会)

第27条 役員会は、代表、副代表、事業部長及び事務局長をもって構成する。

2 役員会は、代表が必要と認めたとき、または 副代表、事業部長及び事務局長の2名以上から会議の目的たる事項を示して、請求のあったときに、代表が招集する。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、代表がこれにあたる。

(役員会の議決方法)

第29条 役員会は、代表、副代表、事業部長及び事務局長の過半数が出席し、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(役員会の議決事項)

第30条 この会則において別に定めるもののほか、次の事項は役員会の議決を経なければならない。

- ・ 総会に付議する事項
- ・ 総会で議決した事項の執行に関すること
- ・ 細則を除く諸規定の制定、改廃に関すること
- ・ その他、代表が必要と認めた事項

(役員会の議事録)

第31条 役員会の議決については、議事の概要及びその結果を記載した議事録を作成して、議長及び議長の指名した者1名がこれに署名し押印するものとする。

(支部長会)

第32条 支部長会は代表、副代表、事業部長、事務局長及び各支部長をもって構成する。

2 支部長会は、代表、副代表、事業部長、事務局長及び各支部長の3名以上から会議の目的たる事項を示して、請求のあったときに代表が招集する。

(支部長会の議長)

第33条 支部長会の議長は、出席者の中から互選するものとする。

(支部長会の議決方法)

第34条 支部長会は、代表、副代表、事業部長、事務局長及び各支部長の過半数が出席し、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、第

35条第2号に規定するものについては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

2 やむを得ない理由のため、支部長会に出席できない代表、副代表、事業部長、事務局長及び各支部長は、あらかじめ、通知された事項について、書面をもって表決し、または、他の代表、副代表、事業部長、事務局長及び各支部長を代理人として表決を委任することができる。なお、この場合、第1項の規定については、支部長会に出席したものとみなす。

また、事務局長は事務局役員を代理人とし、各支部長は各支部役員を代理人とし、会議に出席させることができるものとする。

(支部長会の議決事項)

第35条 この会則において別に定めるもののほか、次の事項は支部長会の議決を経なければならない。

- ・ 年間事業計画の案の作成に関すること。
- ・ 会員の除名に関すること。

- ・ 細則の制定、改正に関すること。
- ・ その他、代表及び役員会で必要と認めた事項。

(支部長会の議事録)

第36条 支部長会の議決については、議事の概要及びその結果を記載した議事録を作成して、議長及び議長の指名した支部長2人がこれに署名し押印するものとする。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第38条 本会の運営経費は、会員の会費をもってこれに充てる。

2 本会の活動経費は、会員の活動費、寄付金、補助金、助成金及び活動事業によって得た収益等をもってこれに充てる。

(支部活動費)

第39条 (削除)

(監査)

第40条 代表は、毎事業年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、会計監査の監査を受けなければならない。

- ・ 事業報告書
- ・ 保有財産一覧表
- ・ 収支に関する決算書類

2 会員は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第1項の書類を定期総会に提出するときは、会計監査の報告書を添付しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第41条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には事務局長の外、別に定める事務局役員を置くものとする。

3 前項の事務局長は、代表が選任し、支部長会で承認を得るものとする。また、事務局役員は事務局長が選任し、代表の承認を得るものとする。

第7章 補 則

第42条 この会則実施に必要な細則は、支部長会の承認を経て、代表が別に定める。

第43条 各支部において、支部規約等の制定または改正あるいは廃止をしたとき並びに支部役員の選任及び改選をしたときは、直ちに事務局に報告するものとする。

第8章 賛助会員

第44条 賛助会員に関する規定を以下の通りとする。

- 2 会費 年額2,000円を納入するものとする。
- 3 賛助会員の更新は1年毎とする。(会費の支払いがない場合は退会とする)
- 4 賛助会員には議決権はないものとする。
- 5 総会等への参加費用は別途徴収する。

付 則

第45条 この会則は、平成5年11月23日から施行する。

第46条 この会則は、平成7年6月25日から施行する。

第47条 この会則は、平成9年6月29日から施行する。

第48条 この会則は、平成10年7月18日から施行する。

第49条 この会則は、平成16年7月17日から施行する。

第50条 この会則は、平成18年6月11日から施行する。

第51条 この会則は、平成21年11月15日から施行する。